

三重県共有デジタル地図
整備要領

【現地調査編】

Ver1.1

平成21年 3月

共有デジタル地図共同企業体

- 目 次 -

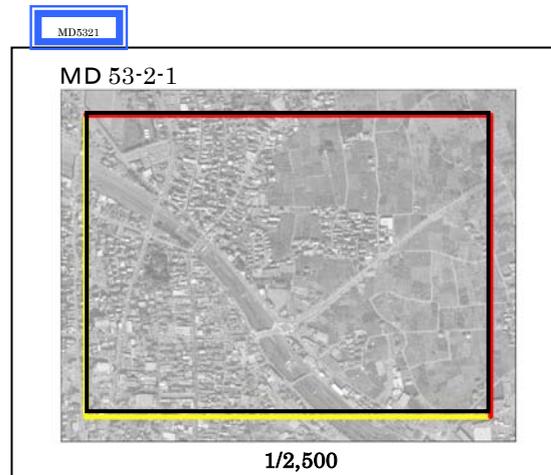
1. 現地調査の準備	1
1.1. 使用する資料	1
1.1.1. 現地調査写真	1
1.1.2. 予察結果図(修正図化地区)	1
2. 現地調査時の注意点	1
3. 現地調査	2
3.1. 総則	2
3.2. 精度管理	3
3.3. 特記仕様(道路幅員調査)	3
3.4. 詳細仕様	4
交通施設(1/2)	4
交通施設(2/2)	6
建物等(1/2)	7
建物等(2/2)	8
小物体(1/1)	8
水部等(1/1)	9
構囲等(1/1)	9
場地(1/1)	10
植生(1/1)	11
基準点(1/1)	11
注記(1/1)	11
4. 緊急連絡体制フロー	12
5. 現地調査 現地協議結果	13

1.現地調査の準備

1.1.使用する資料

1.1.1.現地調査写真

- ・写真縮尺：1:2,500
- ・オルソ出図⇒**印画紙出図**（内図80×60cm）
- ・オルソの場合、2500の1/4図郭の場合があるが、大きさに関わらず右記のように整理する。
- ・隣の図郭とのラップ部を5.0cm程度設ける。
- ・図郭線(0.35mm程度)、図郭番号は、出図（黒）する。
- ・図郭番号は、左上に記入。
- ・左上に図郭番号のインデックスを貼る。



- ・旧自治体の行政界を出力する。

1.1.2.予察結果図(修正図化地区)

予察編参照のこと。

道路は、予察結果に関わらず原則全て調査する。

予察資料図として使用しても良い。

2.現地調査時の注意点

- ①必ず所定の身分証明書を携帯の上作業する。
身分証明書の提示を求められたら応ずる。
- ②何の作業をしているのかははっきり説明できるようにする。
 - ・「三重県自治会館組合から共有デジタル地図の図面作成の委託を受けて作業しています。」
 - ・「〇〇(株)の者です」
- ③トラブルは絶対避けるようにするが、万が一トラブルが発生した場合、まず
所属会社の担当：〇〇へ連絡する。担当者は、総括責任者 国際航業(株)竹本まで連絡する。
- ④作業班長は、携帯電話を常に持ち、連絡に対応できるようにする。
連絡があった場合、今どこにいるのか答えられるようにする。
- ⑤調査は原則として公道上で行い、民地、工場、学校内等には立ち入らない（道路上見える範囲は調査表現する）。 私道における調査は言動に注意する。
- ⑥特に交通量の多い場所での現地調査（幅員計測）は、必ず複数の作業員にて実施すること。

3.現地調査

3.1.総則

- ① 工事中の道路、建物等で完成時の形状が推定できるものについては、完成したものとしてその形状を表示する。完成時の形状が不明なものについては、工事範囲を区域界で表示し、(〇〇建設中)(□□建築中)と説明注記する。
- ② 小規模の変化であれば、現地でオフセット測量等を行い、写真上に整理を行う。
- ③ 大規模な変化であれば、補備測量で調査を行うので変化の範囲をデルマ等で明確にする。資料等がある可能性があるので報告する。
- ④ 基準点
三角点・基準点は、原則2級以上のみを対象とし、公道上から見れる範囲(山の頂上や校舎屋上等を除く)で確認を行う。なお、現地調査時点、改測中の場合は、対象としないが写真上にはコメントを入れておく。
水準点は原則現地確認(点の記による現地確認)を行う。
確認時に現地と大きく異なる場合は写真上にコメントを入れる。・公共基準点は客先資料より記入する。
- ⑥ 樹木の陰で調査対象物が見えない場合には、概略でよいので地形・地物を調査記入しておく
- ⑦ 撮影後の経年変化による亡失した地物には×印を記入する
- ⑧ 現地調査写真は極力折り目を付けない、また濡らさないようにする。(折り目がついて調査結果が消える状況が想定される場合には、必要に応じてカットしても良い)
- ⑨ 油性インクペン又は水性ゲルインクボールペン(赤・青)、ロットリングを使用する。
(水性ボールペンでは、ゲルインク以外は絶対に使用してはならない)
青：水に関する事項 赤：その他すべて
但し、下記の記号は形状が似ているため、色で判別して取得する。
 - 1) 墓地(赤)、墓碑(青)
 - 2) 竹林(赤)、路傍祠(青)
- ⑩ 予察で建物が○×表示されているものは、(○は新築、増築、形状変化、×は家屋滅失)必ず、現地確認を行い予察間違いの場合は○に赤で=、×の場合も赤で=で消す。予察が正しい場合はレ点を赤で記入する。
- ⑪ 建物記号・注記等は、経年変化の有無に関わらず全て調査する。

3.2.予察による修正図化地域

修正図化地域は予察結果を記入してある予察図を参照して経年変化箇所について現地調査を行う。
ただし、道路については 1/1000 での新規図化のため、変化箇所だけではなく 全域現地調査を行う。
また、建物記号・注記等も経年変化の有無に関わらず全て調査する。

予察結果図を現地で参照しながら調査し、調査結果を写真及び予察図に記入する。

① 予察内容が正しい場合

<家屋>予察図に検符(赤)。写真の対象家屋に検符をし、「K」「ム」の別があれば記入

<道路・地形等>予察図に検符(赤)。写真図の該当箇所に幅員数値や記号等を記入

<記号・注記等>予察図に検符(赤)。写真図にもその注記を記入

② 予察内容が誤りの場合(経年変化が無かった場合)

＜家屋＞予察図に記入した○×の中心に「OK」と記入。写真図はそのまま。

＜道路・地形等＞予察図に記入した○×の中心に「OK」と記入。写真図はそのまま。

③ 予察漏れを見つけた時

＜建物＞予察図の該当箇所を囲み、斜線(赤)を記入。写真の対象家屋に検符をし、「K」「ム」の別があれば記入

＜道路・地形等＞写真の対象家屋に検符をし、「K」「ム」の別があれば記入。写真図の該当箇所に幅員数値や記号等を記入

④ 建物記号・注記等(以下、「注記」という)

＜注記内容が正しい場合＞予察図の注記の後ろに検符(赤)。写真図はそのまま問題なし。

＜注記内容に修正がある場合＞予察図の注記等を=(赤)で消し、正しい注記等を記入。写真図にも正しい注記等を記入

＜新規の注記を見つけた場合＞予察図に注記を記入、写真図にも注記を記入。

＜現地で確認できない場合＞予察図の注記の後ろに「**未**」と記入

3.3.精度管理

調査後、精度管理表を作成すること。

3.4.特記仕様(道路幅員調査)

本業務は、道路縁を1/1000で取得し道路台帳での利用を視野に入れている。このため、道路幅員調査は、通常の1/2500都市計画図の調査より密に行う。

○真幅道路の特記仕様

道路幅員は原則として、全ての道路に対し実施し、車道中心線に直角に測定する。ただし、交通量が多く幅の広い道路は、交通の妨げにならない交差点等で計測を実施する。

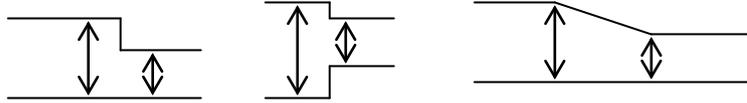
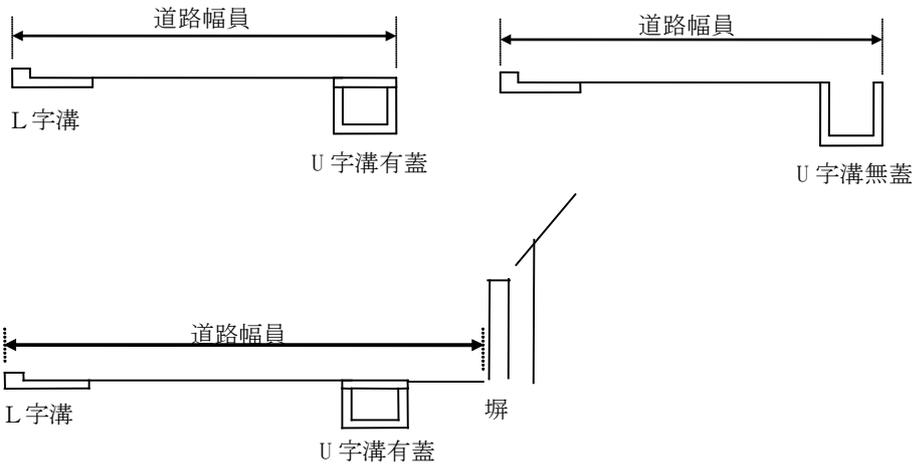
- 1) 道路幅員は、構造変化(歩道の有無等)箇所、道路幅員等の変化箇所(0.7m)で測定することを原則とする。
- 2) 道路幅員等の変化が無い場合であっても**原則 100m 以内に 1箇所以上**では道路幅員を測定する。
- 3) 道路部(歩道含む)の幅員が70cm以上変化する場合はその変化点において道路幅員を測定する。
- 4) 道路の構造変化箇所とは、歩道、橋梁、踏切、トンネル、立体交差箇所等をいう。
- 5) 道路幅員 0.5m 以上を真幅表示(平地)とするが、山間地においては幅員 1.0m 以上の登山道を真幅表示とし、1.0m 未満は徒歩道扱いとする。
但し、熊野古道の扱いについては、別途指示に従うものとする。

※道路幅員測定に関しては、図式規定の道路幅員等の測定および表示方法を参照のこと。

現地調査に関する仕様を項目ごとに、次ページ以降に記す。

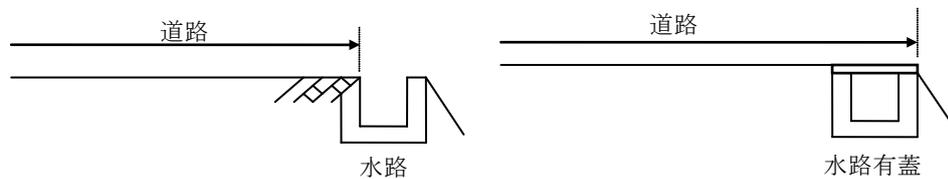
3.5.詳細仕様

交通施設(1/2)

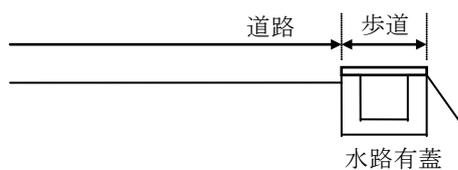
名称	現地調査適用
道路	<p>1. 要所要所（交差点、変化点）で幅員を測定する（10cm単位）</p>  <p>2. 測定間隔は、1/1000 レベルとし、変化箇所（0.7m 変化点）はできるだけ細部まで調査する。</p> <p>3. 作業班接合、写直接合部分では、必ず幅員を測定する。</p> <p>4. 真幅道路：0.5m以上（徒歩道：0.5m未満）を基準とする。（平地部） 山間地は、真幅道路：1.0m以上（徒歩道：1.0m未満）を基準とする。</p> <p>5. スミ切りは、写真上で不明瞭なものについて長さを計測し表示する。（現地協議NO. 5, 6参照）</p> <p>6. 高架部下の道路については、写真上に形状を破線で記入する。幅員計測は不要。（図化取得時は、写真上判別可能なところまでとし、高架部下は、編集にて連続データとして処理する。）（現地協議 NO. 13 参照）</p> <p>7. 幅員測定は原則、側溝の外側とするが、蓋有側溝の場合で塀との間に間地がある場合は塀までを道路幅員として計測する。（各種側溝の調査は不要）（現地協議 NO. 7, 8 参照）</p> 

8. 水路部の幅員は、以下のとおりとする。

- ① 蓋なし水路は水路の内側を測定する
蓋付き水路で道路として利用されている場合は、水路の内側を測定する



- ② 蓋部がマウントアップしている箇所は歩道として、水路の内側を測定する



- ③ 水路と側溝の区別は、内径 60cm(外径 75cm)以上を水路とする。道路より 30cm 以上下がっている場合も水路とする。道路より離れてゆくものも街区単位で判断し水路とする。

交通施設(2/2)

名称	現地調査適用
道路	<p>9. 歩道については、車道側の縁めでを計測する。</p>
アーケード	<ol style="list-style-type: none"> 1. アーケード下部の道路縁は調査表示する。 2. 道路全面を覆う規模のものを対象とし、歩道上にのみ架かるものは対象としない。 3. アーケードの分類コードは 2228 (道路の雪覆い等) とする。
徒歩道	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平地部 (0.5m未満 (真幅道路は0.5m以上)) 山地部 (1.0m未満 (真幅道路は1.0m以上)) を基準とする。
庭園路	庭園路は、幅員1.0m以上で、長さ図上1cm以上とする。
橋梁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 橋は、幅員1.0m以上で床部の長さが2.5m以上のものを対象とし、写真上に延長(L)と幅員(W)の順で旗揚げ表示する。 橋の範囲表示は変形橋のみ対象とする。 2. 道路高架部は橋として扱う。 3. 橋梁幅は欄管を除いた幅とする。 4. 名称を調査し、管内図と点検する。
歩道	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全ての道路について調査する。 2. 1.5m以上の歩道 (マウンドアップ、ガードレール、駒止め) について、形状と幅員を表示する。取得位置は、ガードレール外側までとする。(現地協議NO.14参照)
石段	<ol style="list-style-type: none"> 1. 概ね5.0m以上で幅員が1.25m以上のものを対象とし、形状と幅員を表示する。 2. 5.0m以下の石段であっても、その必要性が高いものは、石段として扱う。
分離帯	<ol style="list-style-type: none"> 1. 写真上に明瞭に写っているものは調査不要 (幅員は計測する) 交差点付近 2. マウンドアップしていないもの、防護柵は表示しないので、「×」を付ける。
並木	<ol style="list-style-type: none"> 1. 真位置を表示する 2. 開始と終点は必ず表示し、写真上明瞭な場合は中間を省略できる。

建物等(1/2)

名称	現地調査適用
建物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人宅のカーポートは、2台以上収容できるものから「無壁舎」として扱い「ム」と表示する。1台分のカーポートの扱いは、取得対象外とし「×」印を表示する。 2. 家屋は、2.5m×2.5m以上のものを対象とする。ただし、堅牢な基礎が無い物置や架設建物、また亡失建物には「×」を表示する。 3. 完成後の形状が識別できる建設中の建物は、その外形を表示する。 4. 無壁舎は「ム」、堅ろう建物は「K」で表示する。 5. 堅ろう建物はRC構造で、3階建て以上または3階建相当とする。 6. 堅ろう建物で4Fと2Fが一棟である場合は、4F部分を堅ろう表現し、2F部分を一般建物で表現する。ただし、小規模建物の場合は、区別せずに外周のみを堅ろうで表示する。 7. 学校の体育館は、堅ろう建物とする。 8. 堅牢建物に付属する階段で、外付の非常階段は調査不要。 9. 住宅地にある軽量鉄骨+コンクリートパネル住宅の3階建ては、普通建物とする。 10. 小規模個人住宅で木造3階建ては普通建物とする。 11. 簡易ビニールハウスは、畑とし、基礎の堅固な温室は無壁舎とする。 12. 3階建以上の立体駐車場（無壁）は堅ろう無壁舎とし、「KM」と表示する。（大規模なものは注記表現する）
屋門	寺社仏閣等の大規模なものだけでなく、個人宅の小規模のもの（幅5m以上×奥行3m以上）も対象とする。
プール	プールは水涯線を取得し、「プール」と記入する。現地調査時も「プール」とする。
建物記号 (全体)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 注記表現を原則とする。注記は原則として、主たる用途の注記を1つ表示する。 2. 建物の一部に交番や郵便局、銀行等の施設がある場合は、その主たる位置に指示点を打ち、記号を表示する。 3. 合同庁舎の注記も原則として、主たる用途の注記を1つ表示する
銀行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 銀行及び信用金庫を対象とする。ただし、大規模な金融機関は注記表現とする。 2. 銀行本店等で独立した建物は注記表現し、他は記号表現する。 3. 雑居ビルにある銀行は、規模の大きなものを記号表現する。（1フロアを占める銀行等） 4. CD（キャッシュディスペンサー）のみのものは表示しない。
病院	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医院（個人開業医：歯科・眼科・接骨院等）は建物記号でも表現しない。 2. 原則注記表現する。
学校	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県立は、高校のみ「県立〇〇高校」と表示する。 2. 市立の名称は「〇〇小学校」「〇〇中学校」と表示する。 <p>※現調時は、正式名称を記載する。</p>
神社・寺院・教会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 注記で表現する。

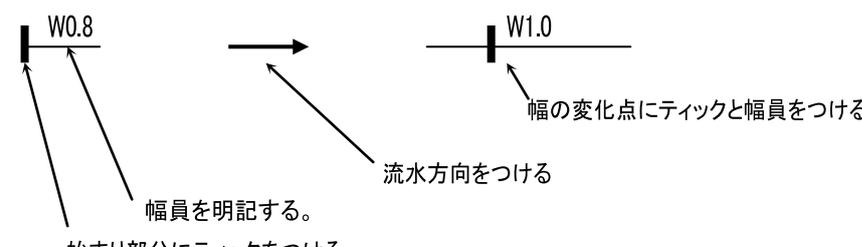
建物等(2/2)

名称	現地調査適用
幼稚園等	1. 「保育所」は「保育園」に含まない。現地ではできるだけ注記で調べる。 2. 「〇〇幼稚園」「〇〇保育園」と注記する。
公会堂等	公会堂・公民館は注記表現とする。町内会やマンションの集会所で独立したものは注記表現する。独立していないものは不要。
協同組合	1. 原則注記表現する。支所・出張所は記号表現とする。 2. 農協は JA〇〇 と注記する。
警察等	1. 原則注記表現する。
ガソリンスタンド	1. (GS) で記入する。 2. プロパンガス充填所も含む。
その他	1. 地図の目標となるものを調査表現する。 ※民間注記は、既測図がある場合は原則として既測図対象のものを調査する。

小物体(1/1)

名称	現地調査適用
坑口	1. 暗渠の出入り口を調査し、形状を表示する。 2. 一条水路の坑口は記号表現。 3. 一条河川が道路または鉄道と交差（直交）する部分における坑口は表示しない。
輸送管	1. 長さ5m以上、太さ50cm以上のものを対象とし、（地上）、（空間）で分類する。 地下部は不要。
高塔	1. 脚部の真形を表示する。 2. 高塔の種別（火のみ、展望台、給水等、送電線等）を調査する。 3. 送電線は鉄塔間を結ぶ。（ひげ方向で表現）

水部等(1/1)

名称	現地調査適用
水がい線 (河川)	<p>1. 2条河川：幅員 1.0m以上、両側被覆水路：2.0m以上</p> <p>2. 1条河川：幅員 50cm以上、1.0m未満</p> <p>3. 用水路は、幅員を測定(0.1m単位)・記入する。</p> <p>4. 流水方向を調査・記入する。</p> <p>5. 水路幅が変化するところは、ティックを入れる。</p>  <p>6. 道路に隣接している側溝か用水路か区別がつかない場合は、内径 60cm 以上、外径 75cm 以上は用水路とみなす。また道路面から 30cm 以上、下がっている場合も用水路と見なす。道路から離れてゆくものは水路と見なす。</p> <p>7. 道路脇の水路は、暗渠下も含めて連続して 1 条河川で取得する。(現地協議 NO. 3 参照)</p> <p>8. 一条水路にある個人宅用途の暗渠は、未取得とする。(坑口としての取得は 1.0m 以上とする。)(現地協議 NO. 4 参照)</p> <p>9. 外形 0.7m の側溝であっても道路と水田の間を流れる場合は、水路として取得する。(現地協議 NO. 16, 17 参照)</p>
水がい線 (湖池)	<p>1. 湖、池、沼：5m四方のもの以上</p> <p>2. 注記されないものは、「w」記号を記入する。</p>
栈橋	鉄・コンクリートと、木製のものを区別する。「K」「木」
水制	水制の範囲を記入する。透過水制、不透過水制は区別する。「トウカ」「フトウカ」

構囲等(1/1)

名称	現地調査適用
人工斜面	原則として、高さ1.5m以上、長さ25.0m以上のものを対象とする
被覆	原則として、高さ1.0m以上、長さ25.0m以上のものを対象とする (被覆上の柵は取得不要：現地協議NO19参照)
へイ	高さ1.5m以上長さ100.0m以上の堅牢な構囲を対象とする
かき	<p>1. 堅牢な構囲のうち、高さが1.5m以上で長さが25m以上100.0m未満のものは「かき」とする。(現地協議NO.1参照)</p> <p>2. 被覆上に設置してある「かき」については、被覆を表現して「かき」は取得しない。</p>

場地(1/1)

名称	現地調査適用
空地	<ol style="list-style-type: none"> 1. 図化時に、データもれと区別するために、現地調査写真に記入する。 (原図、DMデータ上は含まない) 2. 現地調査は、「テ」と記入する。 3. 面積が概ね10m×10m以上のものを対象とする。 4. 必用により区域界で表示する。
テニスコート	「テニスコート」と表示する。
ゲートボール場	ゲートボール場は専用のもは、「ゲートボール場」と表示するが、小規模のものは空地とする
グラウンド	<ol style="list-style-type: none"> 1. グラウンドは「グラウンド」と表示する。 2. 学校の建物と同一敷地内のグラウンドは「グラウンド」としない。 3. 上記以外の独立したグラウンドは「グラウンド」と表示する。
駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般車が利用できる専用駐車場で、10m×10m以上を表示する。 2. 公共施設及び事業所、スーパー、レストラン等で、同一敷地内にあるものは除く。 (隔地は駐車場扱いとする) 3. 他の施設と併設されている場合は、主たる用途を優先して表示する。 4. 他の施設（テニスコートが2階、駐車場が1階の場合等）と併設されている場合は、主たる用途を優先して表示する。 5. 駐車場の範囲が地物縁で表示できない場合は、区域界で表示する。 6. 建物と駐車場の境に地物縁が無い場合は、必ず区域界を入れる。
園庭	個人宅地内の樹木は、園庭記号を使用せず、針葉樹・広葉樹で表現する。
材料置場	工場等の敷地内にある材料置場は表示しない。

植生(1/1)

名称	現地調査適用
植生界	1. 一区画の短辺が概ね7.5m未満は表現しない。 2. 未耕地界は表現しない。
休耕地	1. 休耕地の判断は、現状復旧が容易であるか否かで判断する。(現地協議NO.15参照) 2. 休耕地は「荒れ地」扱いとし、残った田との境は植生界で表現する 3. 宅地の空き地は「荒れ地」とせず、「空地」とする。
耕地界	1. 同一種類の植生においては、上記の規定に従い耕地界を省略して図化・編集作業をするが、現地調査時点ではなるべく多くの植生記号を記入しておく。 2. 休耕地は「荒れ地」扱いとする 3. 宅地の空き地は「荒れ地」とせず、「空地」とする。
広葉樹 針葉樹	樹林界は調査不要

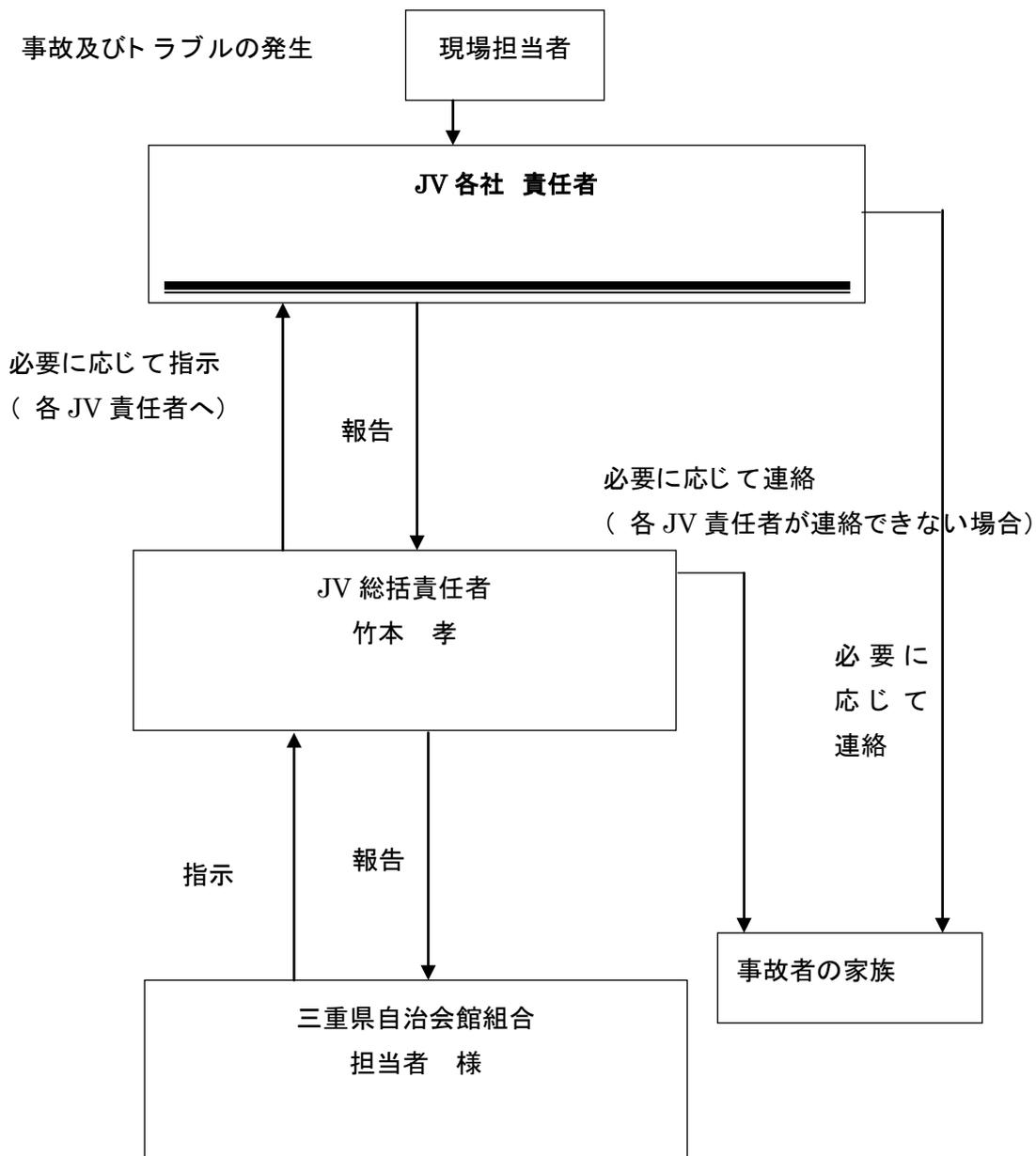
基準点(1/1)

名称	現地調査適用
基準点	1. 国家三角点、国家水準点は現地で確認する。 2. 現況調査報告書(公共測量)を作成する。

注記(1/1)

名称	現地調査適用
注記	1. 道路名、河川名、橋梁名については、現地で調査し、土木管内図で確認すること。 2. 線状物体(鉄道名、河川名、道路名等)は、調査写真毎に名称を記入する。 3. 建物注記には原則指示点をつける。 4. 注記は適宜省略可能だが、省略前の正式名称を必ず余白等に注記しておくこと。 5. 送電線名は注記しない。 6. 以下の注記は、目標物となり、地図表現に無理がない範囲で注記とする。 旧図にあるものは、現地確認はおこなう事。 神社/寺院/教会/デパート/スーパー/倉庫/火薬庫/マンション/工場/揚・排水機場/ビル/公園(都市・都市計画公園以外) 7. 道路名称の統一 一般国道 例) 国 道 1 号 主要地方道 例) 主要地方道●●△△線 一般県道 例) 県道□□○○線 <hr/> 固有地名間には「・」を入れない。略字は使用しない。

4.緊急連絡体制フロー

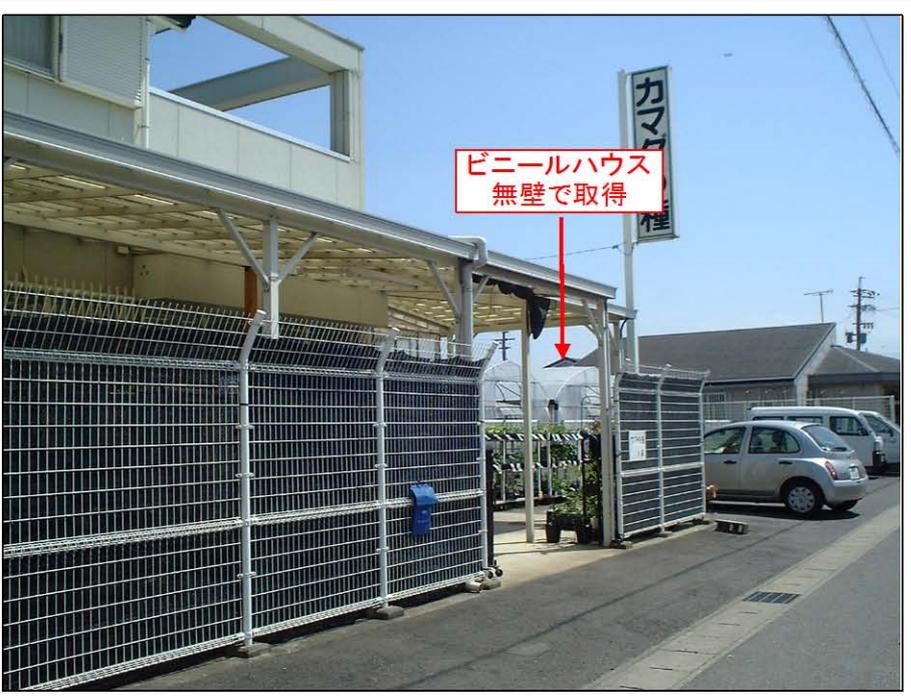


5. 現地調査 現地協議結果

NO. 1

取得項目	確認事項
かき	かきの取得要件は高さ1.5m以上、長さ25.0m以上100.0m未満とする
現場写真	

NO. 2

取得項目	確認事項
無壁建物	店舗のひさは無壁で取得する。 店舗に附随した栽培用ビニールハウスは畑記号ではなく、無壁で取得する
現場写真	

NO. 3

取得項目	確認事項
道路 一条河川	道路脇の水路(0.9m)は、一条河川で取得する。 なお、一条河川は暗渠下も含めて連続取得する。 ※外径0.75m以上は水路取得

現場写真



NO. 4

取得項目	確認事項
暗渠未取得	一条水路にある個人宅用途の暗渠は未取得とする。 ※坑口の取得は水路幅1.0m以上

現場写真



NO. 5

取得項目	確認事項
道路隅切り	写真上で形状が不明瞭な隅切りは隅切り長を計測する。

現場写真

**NO. 6**

取得項目	確認事項
道路隅切り	写真上で形状が明瞭な隅切りは現地調査の取得は不要とする。

現場写真



NO. 7

取得項目	確認事項
道路縁	側溝がある場合は、側溝を含めて道路取得する。

現場写真



NO. 8

取得項目	確認事項
道路縁	道路縁が不明瞭な場合は、前後の状況から判断する。

現場写真



NO. 9

取得項目	確認事項
道路縁 被覆 一条河川	道路縁位置、直被覆、一条河川の取得

現場写真



NO. 10

取得項目	確認事項
道路縁	用水路沿いの道路縁取得位置の確認(沿石のある場合、沿石がなければ肩まで道路) なお、用水路幅2.0m未満は、Kヒの取得は不要であるが、被覆上にさくのある場合は、片側の被覆を取得する。

現場写真



NO. 11

取得項目	確認事項
水路未取得	下記のような水路は未取得とする

現場写真



NO. 12

取得項目	確認事項
暗渠(坑口)	個人宅用途の用水路暗渠は坑口で取得する。 なお、暗渠入り口部の道路は実線取得とする。

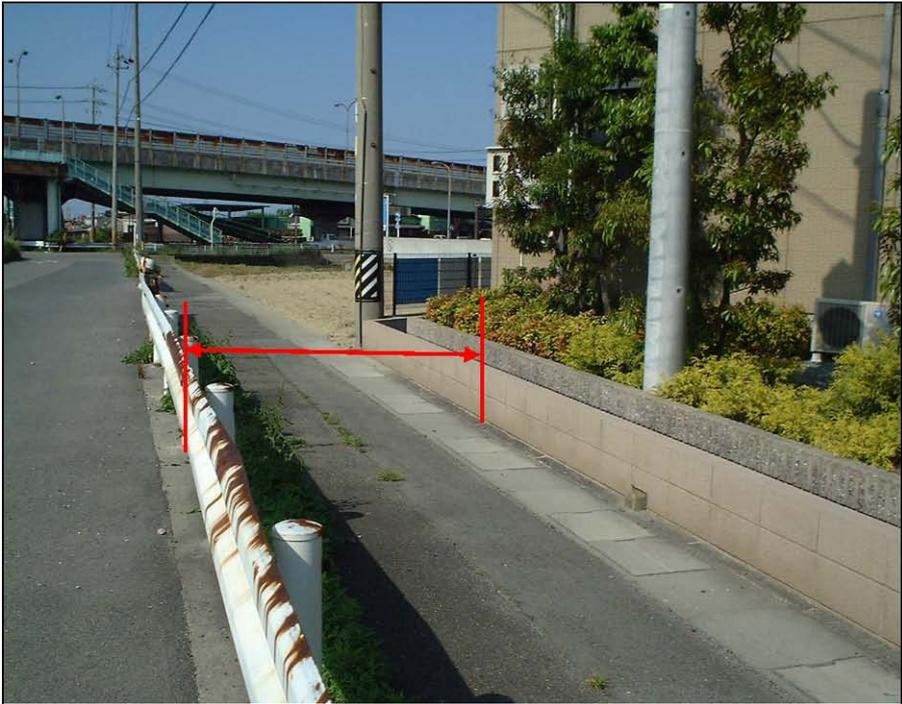
現場写真



NO. 13

取得項目	確認事項
道路 (高架下部)	高架下の道路は、写真に形状を破線で記入する。 ただし、図化取得の形状は写真上判別可能なところまでとし、 高架下部は編集で連続データとして処理する。(幅員計測不要)
現場写真	

NO. 14

取得項目	確認事項
歩道	ガードレールがある場合の歩道取得位置は、ガードレール外側までを歩道としてみなす。
現場写真	

NO. 15

取得項目	確認事項
植生	休耕地の判断は、現状復旧が容易であるか否かで判別する。 ※下記の場合は田で取得する
現場写真	

NO. 16

取得項目	確認事項
道路縁 一条河川	外径0.7mの側溝であるが、道路と水田の間を流れる場合は水路として取得する。
現場写真	

NO. 17

取得項目	確認事項
道路縁 一条河川	NO. 16と同様に一条水路として取得する

現場写真



NO. 18

取得項目	確認事項
道路縁	道路縁位置が不明瞭な場合、前後の道路幅員を参考にし、整数となる幅員で取得する。

現場写真



NO. 19

取得項目	確認事項
被覆	被覆取得は高さ1.0m以上、長さ25.0m以上とする ※被覆上の柵は取得不要

現場写真

